

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の通勤手当に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新		旧		改正理由等
第 1 条～第 5 条 (略)		第 1 条～第 5 条 (略)		・所要の改正
(交通の用具) 第 6 条 給与規程第 17 条第 1 項第 2 号に規定する自動車その他の交通の用具で理事長が定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。 (1)～(3) (略)		(交通の用具) 第 6 条 給与規程第 1 条第 1 項第 2 号に規定する自動車その他の交通の用具で理事長が定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。 (1)～(3) (略)		
第 7 条～第 24 条 (略)		第 7 条～第 24 条 (略)		
別表 (第 9 条関係)		別表 (第 9 条関係)		
片道の使用距離	支給額	片道の使用距離	支給額	
	円		円	
5 キロメートル未満	2,000 (ただし、第 6 条第 1 号に掲げる交通の用具のみを使用する職員以外の職員にあつては、片道の使用距離が 3 キロメートル未満の場合 2,500 円、片道の使用距離が 3 キロメートル以上 5 キロメートル未満の場合 2,800 円)	5 キロメートル未満	2,000 (ただし、第 6 条第 1 号に掲げる交通の用具のみを使用する職員以外の職員にあつては、片道の使用距離が 3 キロメートル未満の場合 2,500 円、片道の使用距離が 3 キロメートル以上 5 キロメートル未満の場合 2,800 円)	
5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,200	5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,200	
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	7,300	10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	7,100	
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	10,400	15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	10,000	
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	13,500	20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	12,900	
25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	16,600	25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	15,800	
30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	19,700	30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	18,700	
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	22,800	35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	21,600	
40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	25,900	40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	24,400	
45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	29,100	45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	26,200	
50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	32,300	50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	28,000	
55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	35,500	55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	29,800	
60 キロメートル以上 65 キロメートル未満	38,700	60 キロメートル以上	31,600	
65 キロメートル以上 70 キロメートル未満	42,200	(新設)		
70 キロメートル以上 75 キロメートル未満	45,700	(新設)		
75 キロメートル以上 80 キロメートル未満	49,200	(新設)		
80 キロメートル以上 85 キロメートル未満	52,700	(新設)		
85 キロメートル以上 90 キロメートル未満	56,200	(新設)		
90 キロメートル以上 95 キロメートル未満	59,600	(新設)		

新		旧		改正理由等
<u>95キロメートル以上100キロメートル未満</u>	<u>63,000</u>	(新設)		
<u>100キロメートル以上</u>	<u>66,400</u>	(新設)		
<p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>				